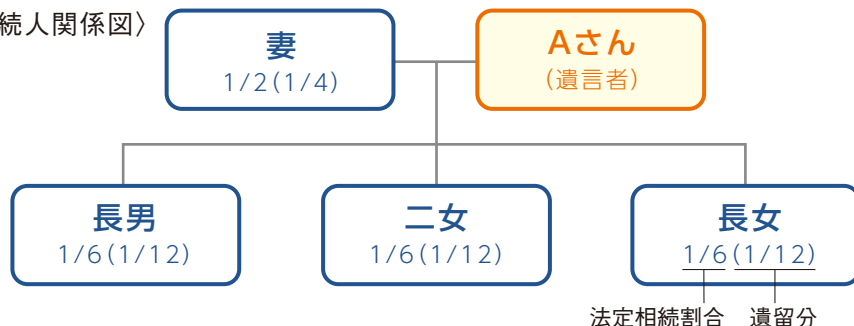


事例 不動産を多く所有するAさんの遺言

従来から、担当者が遺言作成の必要性をアドバイスしていたが、まだ元気だから必要ないと仰っていたAさんが来店された。「遺言の重要性は認識していたが、なんとなく気が乗らなかった。先月、入院して、やはり相続について検討しようと考え直した。」とのお話があり、遺言を作成された。

〈相続人関係図〉



資産内容		遺言による財産分け	相続財産合計
自宅	1億2,000万円	妻 自宅1/2 アパート③ 金融資産3,000万円	1億5,500万円
アパート	①1億1,000万円 ②9,500万円 ③6,500万円	長女 駐車場①1/2 金融資産1,500万円	5,000万円
駐車場	①7,000万円 ②3,000万円	二女 駐車場①1/2 金融資産1,500万円	5,000万円
預貯金	1億2,000万円	長男 自宅1/2 アパート①② 駐車場② 金融資産6,000万円 債務4,000万円	差引 3億1,500万円
債務	4,000万円		
差引合計	5億7,000万円		

遺言内容の概略

- ・代々引き継いできた不動産は、同居している長男に全部を遺したいという考えであったが、長女・二女も自身の大切な子どもであり、財産を遺してあげたいとの思いから、一部の不動産を長女・二女に遺すこととし、遺留分についても配慮した。
- ・妻の生活は、遺す金融資産とアパートの収入に加えて、自己の資産もあり、十分に生活は安定するので心配していない。
- ・子どもたちが相続税納税に困らないように、それぞれ金融資産を遺す。
- ・なお、長女・二女に遺す不動産については、売却しやすいよう駐車場を選んだ（古いアパートを遺すとなると、売却時に立ち退きの問題も生じかねず、共有状態が継続してしまうおそれもあるため）。

今後の検討事項

- ・妻も夫と同じ意向であるため、着実に自宅とアパートを長男に遺す内容の遺言を作成する。
- ・長女、二女に共有で遺す駐車場は、将来の共有状態を避けるため、遺言者の生前に売却し、金融資産で遺す。その際、売却金額相当の金融資産を長女、二女に遺すように遺言を書き換える。

*本事例は三菱UFJ信託銀行がさまざまな事例を参考に創作したものであり、実際のものとは異なります。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちら



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

